

広報かさま お知らせ版

笠間市



問合せ方法：笠間市役所本所・支所
笠間・友部地区から Tel.0296(77)1101 または Tel.0296(72)1111
岩間地区から Tel.0299(37)6611

⑮「栗せん定講習会」の参加者を募集します

笠間の栗の生産振興を支援するため、低樹高栽培による良質で大粒な栗の生産を目指した、栗のせん定講習会を開催します。参加費は無料です。暖かく、汚れても良い服装でご参加ください。

日時 平成 26 年 1 月 19 日（日）
午前 10 時～正午

場所 岩間地区内ほ場

※現地集合、現地解散です。詳細は後日、参加者にお知らせします。

講師 笠間地域農業改良普及センター職員
内容 栗栽培におけるせん定の基礎、せん定の実演など

対象 市内在住で、出荷を目標として栗栽培に取り組む意欲のある方

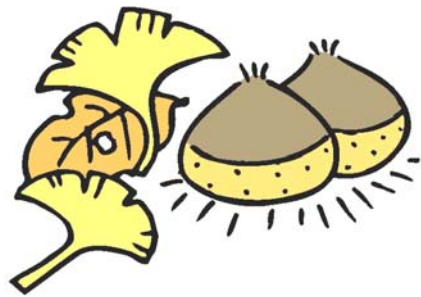
定員 10 名

主催 笠間の栗グレードアップ会議

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 12 月 20 日（金）

申・問 農政課（内線 528）



⑯「介護保険事務講習会」の受講者を募集します

介護保険事務全般の基礎的知識、サービスに関する知識を習得し、電子請求やレセプト作成などを身につけるための講習です。最終日には面接会を開催します。

期日 平成 26 年 1 月 14 日（火）～29 日（水）のうち 8 日間（土日・祝日を除く）

※日程についてはお問い合わせください。

時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

会場 ニチイケアセンターひたちなか（ひたちなか市東石川 2-6-10）

対象 ・就職を希望する 55 歳以上の方
・ハローワークカードをお持ちの方
・全日程（面接会を含む）に参加できる方
・趣味、教養が目的でない方

※ホームヘルパー 2 級以上の方を優先します。

定員 20 名（書類選考あり。就職意欲の強い方を優先します。）

参加費 無料（交通費、昼食代は自己負担）

※申込者が定員の半数以下の場合、講習を中止することがあります。

申込方法

笠間市シルバー人材センターに置いてある申込書に記入し、ハローワークカード、本人確認のできるもの（運転免許証など）をお持ちのうえ、お申し込みください。（郵送不可）

申込期限 12 月 18 日（水）

※延長することがあります。

受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土日を除く）

申・問 笠間市シルバー人材センター
Tel. 0296-73-0373

訂正とお詫び

平成 25 年 11 月 14 日に発行しました『広報かさま お知らせ版』の「親子いなり寿司教室の参加者を募集します」の記事に誤りがありました。読者の皆様ならびに関係各位にお詫び申し上げ、訂正いたします。

日時 【誤】12 月 8 日（日） 午前 9 時 30 分～午後 1 時

【正】12 月 7 日（土） 午前 9 時 30 分～午後 1 時

会場 笠間クラインガルテン（笠間市本戸 4258）※現地集合、現地解散です。

定員 10 組 20 名（応募多数の場合は抽選）

申込方法 電話、FAX またはメールで、①参加者の氏名②住所③電話番号④学年をお知らせください。

申込期限 11 月 28 日（木）

申・問 笠間いなり寿司いな吉会事務局（商工観光課内 内線 511） FAX 0296-77-1146
メール shokan@city.kasama.lg.jp

【お知らせ】

- ① 12 月 10 日～16 日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です
- ② 工業統計調査にご協力ください
- ③ 笠間市による放射線量測定結果
- ④ 水道水の放射性物質測定結果
- ⑤ 年末の交通事故防止県民運動を実施します
- ⑥ 「笠間図書館リユースフェア」を開催します

- ⑦ 「こころの相談室」を開設します
- ⑧ 「第 8 回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」開催に伴う交通規制のお知らせ
- ⑨ 皆様のご意見をお聞かせください
地域主権一括法に関するパブリックコメント
- ⑩ 浄化槽をお使いの方へ
- ⑪ 公共汚水樹の位置確認にご協力ください
- ⑫ 「第 3 回笠間市立小中学校統合準備委員会」を開催します

【募集】

- ⑬ 「平成 26 年 笠間市新年賀詞交歓会」の一般参加者を募集します
- ⑭ 「凧作り」の参加者を募集します

- ⑮ 「栗せん定講習会」の参加者を募集します
- ⑯ 「介護保険事務講習会」の受講者を募集します

<訂正とお詫び>

お知らせ

① 12 月 10 日～ 16 日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として定められています。この法律は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携して北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

市民の皆さんには、この問題に対するご理解を深めていただきますようお願いいたします。

問 社会福祉課（内線 157）
笠間警察署 Tel. 0296-73-0110

② 工業統計調査にご協力ください

平成 25 年工業統計調査を、従業者 4 人以上のすべての製造事業所を対象に、平成 25 年 12 月 31 日時点で実施します。

工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありませんので、ご理解とご協力をお願いします。

問 企画政策課（内線 214）